

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

【問1】解答 D

- A × 労契法2条2項。労働基準法の「使用者」と同義ではない。
- B × 最判平28.2.19山梨県民信用組合事件。最高裁判所の判例では、労働契約の内容である労働条件を労働者と使用者との個別の合意によって変更することができることは、「就業規則に定められている労働条件を労働者の不利益に変更する場合であっても、その合意に際して就業規則の変更が必要とされることを除き、異なるものではないと解される」としている。
- C × 平24基発0810第2号。就業規則の変更に係る手続きが履行されていることは、変更後の就業規則に定めるところによるという法的効果を生じさせるための要件ではないものとされている。
- D 最判平18.10.6ネスレ日本事件。設問のとおり。
- E × 労契法19条、平24基発0810第2号。設問の場合であっても、これのみで無期労働契約への申込みを承諾したものとはみなされない。なお、設問の場合において、有期労働契約の更新の申込み又は期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなされる。

【問2】解答 B

- ア × 最賃法3条。最低賃金額は、「時間」によって定めるものとされている。
- イ 個別紛争法5条1項。設問のとおり。
- ウ 労組法5条2項6号、昭29.4.21労発126号。設問のとおり。
- エ × 育介法11条2項。介護休業は、対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、分割して取得することができる。
- オ × 女性活躍推進法8条1項、16条1項。設問の事業主については、女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられている。努力義務ではない。
したがって、正しいものの組合せは、「B（イとウ）」である。

【問3】解答 C

- A 社労士法2条の2第2項。設問のとおり。
- B 社労士法14条の7第1号。設問のとおり。
- C × 社労士法32条～38条。信用失墜行為を行った社会保険労務士について、罰則の適用はない。
- D 社労士法25条の9第2項。設問のとおり。
- E 社労士法25条の37第5項、同則23条の2第1項。設問のとおり。

【問4】解答 A

- A × 平成28年版男女共同参画白書43頁参照。平成27年における男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は「72.2」であり、80を超

えていない。

- B 平成 28 年版男女共同参画白書 46 頁参照。設問のとおり。
- C 平成 28 年版男女共同参画白書 41 頁参照。設問のとおり。
- D 平成 28 年版男女共同参画白書 47 頁参照。設問のとおり。
- E 平成 28 年版男女共同参画白書 35 頁参照。設問のとおり。

【問 5】解答 A

- A × 平成 28 年版厚生労働白書 21 頁参照。世帯人員 1 人あたりの平均所得額は、世帯主が 65 歳以上の世帯では 192.4 万円であり、全世帯の 211 万円と比較して大きくは変わらない。2 割以上回っているわけではない。
- B 平成 28 年版厚生労働白書 28 頁参照。設問のとおり。
- C 平成 28 年版厚生労働白書 36 頁参照。設問のとおり。
- D 平成 28 年版厚生労働白書 17 頁参照。設問のとおり。
- E 平成 28 年版厚生労働白書 36 頁参照。設問のとおり。

【問 6】解答 B

- A × 社審法 2 条。社会保険審査官の任命について、設問のような規定はない。社会保険審査官は、「厚生労働省の職員」のうちから、厚生労働大臣が命ずる。
- B 国保法 91 条 1 項、103 条。設問のとおり。
- C × 介保法 183 条 1 項。審査請求先は、「都道府県知事」ではなく、「介護保険審査会」である。
- D × 社審法 37 条。審理は「公開」が原則であり、当事者の申立てにより「非公開」とすることができる。
- E × 社労士法 13 条の 2。審査請求先は、「地方厚生局長又は都道府県労働局長」ではなく、「厚生労働大臣」である。

【問 7】解答 E

- A 介保法 27 条 5 項。設問のとおり。
- B 介保法 27 条 11 項。設問のとおり。
- C 介保法 28 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- D 介保法 18 条。設問のとおり。
- E × 介保法 11 条 2 項。設問のような規定はない。介護保険第 2 号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。

【問 8】解答 A

- A × 高確法 47 条。後期高齢者医療は、死亡に関しても必要な給付を行う。
- B 高確法 19 条 1 項。設問のとおり。
- C 高確法 7 条 2 項。設問のとおり。
- D 高確法 48 条。設問のとおり。
- E 高確法 98 条。設問のとおり。

【問9】解答 D

- A 平 25.6.26 法律 63 号、平 26.3.24 政令 72 号。設問のとおり。
- B 確拠法 2 条 6 項、62 条 1 項 2 号、平 28.6.3 法律 66 号。設問のとおり。
- C 確拠法 62 条 1 項 1 号。設問のとおり。
- D × 確拠法附則 3 条 1 項 3 号、同令 60 条 2 項。設問は 2 箇所誤りがある。「4 年以下」ではなく「1 ヶ月以上 3 年以下」であり、「50 万円未満」ではなく「25 万円以下」である。このほかの記述は正しい。
- E 確給法 81 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

【問10】解答 C

- A × 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 2 条 1 号。医療保険制度の重複適用の回避についても、対象とされている。
- B × 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定等。「全ての国との協定」ではない。イギリス及び韓国との社会保障協定においては、年金加入期間等の通算措置は設けられていない。
- C 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 7 条(1)等。設問のとおり。相手国への派遣期間が 5 年を超えない場合には、相手国の年金制度の適用は免除され、引き続き日本の制度が適用される。
- D × 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 7 条(2)b 等。免除されることがある。国民年金の第 1 号被保険者(自営業者)が、その自営活動の枠内で一時的に相手国の国内で就労する場合であって、当該就労期間が 5 年を超えないときは、日本国の年金制度が適用され得ることを条件として、相手国の年金制度の適用が免除される。
- E × 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 6 条等。結論が逆である。設問の者は、相手国の年金制度に加入することとなり、日本の年金制度に加入することはない。相手国に居住している者が、相手国の企業に現地採用された場合には、相手国の年金制度に加入することとなる。



健康保険法

【問1】解答 C

- A 法7条の15。設問のとおり。
- B 法附則3条の2第1項。設問のとおり。
- C × 法5条2項、155条。「厚生労働大臣」ではなく、「全国健康保険協会」である。
- D 法26条4項。設問のとおり。
- E 法203条2項。設問のとおり。

【問2】解答 E

- A × 則41条1項。被保険者又はその被扶養者が40歳に達したことにより介護保険第2号被保険者に該当するに至ったときは、設問の届書（介護保険第2号被保険者に該当するに至った場合の届出）を提出する必要はない。
- B × 法40条1項。「第47級の1,210,000円」ではなく、「第50級の1,390,000円」である。
- C × 法3条7項。設問の配偶者の兄は、被扶養者になることができない。届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の兄は、親族ではなく、被扶養者の範囲に含まれていないためである。
- D × 法3条7項1号。被保険者の兄姉は、被保険者と同一の世帯に属していない場合であっても、主として被保険者により生計を維持していれば、被扶養者となる。
- E 法38条3号、164条1項。設問のとおり。

【問3】解答 D

- A 法99条2項、則84条の2第5項。設問のとおり。
- B 法193条1項、昭2.2.18保理719号、昭48.11.7保発99号・庁保険発21号。設問のとおり。
- C 健康保険組合事業運営指針。設問のとおり。
- D × 令41条5項、42条5項1号。設問の外来療養に係る高額療養費は「8,000円」である。「18,000円」ではない。設問の被保険者及び被扶養者は、いずれも70歳以上（72歳）であり、かつ、外来療養を受けているため、70歳以上の者に係る高額療養費算定基準額（個人単位・外来療養）を用いて、高額療養費を算定する。また、被保険者の標準報酬月額が280,000円未満（260,000円）であるため、高額療養費算定基準額は、12,000円となる。一部負担金の額が12,000円を超えているのは、被保険者に係る20,000円のみであるため、外来療養に係る高額療養費は、8,000円（＝20,000円－12,000円）となる。
- E 法63条3項1号、65条1項、68条1項。設問のとおり。

【問4】解答 A

- ア 法160条16項。設問のとおり。
- イ 法55条2項。設問のとおり。

- ウ × 法 151 条。健康保険組合に対しても、健康保険事業の事務の執行に要する費用について、国庫負担が行われている。
- エ × 則 28 条の 3。「10 日以内」ではなく、「5 日以内」である。
- オ × 法 158 条。任意継続被保険者については、刑事施設に拘禁されたときであっても、保険料は徴収される。
- したがって、正しいものの組合せは、「A (アとイ)」である。

【問 5】解答 B

- A 法 117 条。設問のとおり。
- B × 法 3 条 1 項。個人事業所の事業主は、健康保険の被保険者となることはできない。
- C 則 159 条の 10 第 1 項。設問のとおり。
- D 則 81 条、平 6.9.9 保険発 119 号・庁保険発 9 号。設問のとおり。
- E 法 82 条 2 項。設問のとおり。

【問 6】解答 B

- A 則 70 条。設問のとおり。
- B × 法 161 条 2 項、167 条 1 項、昭 2.2.14 保理 218 号。設問の場合であっても、事業主は、保険料の全額を納付する義務を負う。
- C 昭 60.6.13 保険発 66 号・庁保険発 22 号。設問のとおり。
- D 則 40 条 1 項・3 項。設問のとおり。
- E 法 69 条。設問のとおり。

【問 7】解答 A

- A 法 85 条 5 項・6 項。設問のとおり。
- B × 法 79 条。設問中 2 箇所の「14 日以上」が誤りであり、正しくは「1 ヶ月以上」である。
- C × 法 111 条 1 項。被扶養者が指定訪問看護を受けたときは、「被保険者」に対し、「家族訪問看護療養費」を支給する。「被扶養者」に対し、「訪問看護療養費」を支給するのではない。
- D × 法 118 条。設問の場合であっても、被扶養者に対する（被扶養者に係る）保険給付を行うことができる。
- E × 法 58 条 1 項・2 項。後半が誤りである。事業主が虚偽の報告若しくは証明をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

【問 8】解答 B

- A × 法 99 条 1 項、昭 2.2.26 保発 345 号、昭 3.9.11 事発 1811 号。自費診療で療養を受けた場合であっても、要件を満たす限り、傷病手当金は支給される。
- B 昭 48.11.7 保険発 99 号・庁保険発 21 号。設問のとおり。
- C × 法 110 条 2 項 1 号八。設問の被扶養者（72 歳）に係る家族療養費の給付割合は

「80%」である。「70%」ではない。被保険者が70歳未満である場合は、被保険者の収入等を問わず、被扶養者に係る家族療養費の給付割合は80%である。

- D × 法108条3項・4項。障害手当金の支給を受けることができるときも、傷病手当金の支給は調整される。
- E × 法105条1項。埋葬料は支給される。被保険者がその資格を喪失した後に死亡した場合であって、次の～のいずれかに該当するときは、埋葬料(又は埋葬費)が支給される。設問は、に該当している。
- 傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けている者が死亡したとき。
- 傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後3ヵ月以内に死亡したとき。
- 被保険者であった者がその資格を喪失した日後3ヵ月以内に死亡したとき。

【問9】解答 C

- ア 平24法附則46条1項。設問のとおり。
- イ × 法3条1項9号・7項、平24法附則46条1項。被保険者になるか、被扶養者になるかを選択することはできない。被保険者の要件を満たす場合は、当然に被保険者になる。
- ウ × 法3条1項9号八、則23条の4。設問は、後半が誤りである。ここでいう報酬とは、労働者が労働の対償として受けるすべてのものから「最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除いたもの」をいう。
- エ 法41条1項、43条1項。設問のとおり。
- オ 平28保保発0513第1号・年管管発0513第1号。設問のとおり。
- したがって、誤っているものの組合せは、「C(イとウ)」である。

【問10】解答 D

- A 法116条、平22保保発0521第1号・保国発0521第2号・保高発0521第1号。設問のとおり。
- B 法47条。設問のとおり。
- C 法156条3項。前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合は、当該喪失した月の前月までが保険料の算定の対象となるため、事業主は、当該喪失した月分の保険料を納付する義務はない。設問の場合は、7月25日に退職(同月26日に被保険者資格を喪失)しているため、6月までが保険料の算定の対象となる。つまり、設問の事業主は、7月10日に支給した賞与に係る保険料を納付する義務はない。
- D × 法41条3項。6月1日に被保険者資格を取得した者については、その年の定時決定は「行われぬ」。6月1日から7月1日までの間に被保険者資格を取得した者は、その年の定時決定の対象とされない。
- E 平25.5.31事務連絡。設問のとおり。

厚生年金保険法

【問1】解答 B

- A × 則 48 条。個別に届出を行う必要はない。障害基礎年金について障害状態不該当の届出を行ったときは、障害厚生年金の障害不該当の届出を行ったものとみなす。
- B 法 58 条 1 項 3 号、59 条 1 項 2 号、昭 60 法附則 74 条 2 項、国年法 37 条。設問のとおり。
- C × 法 46 条 1 項、昭 60 法附則 62 条 1 項。経過的加算額及び繰下げ加算額は、基本月額額の計算の対象に含まれない。
- D × 法附則 4 条の 3 第 7 項・8 項・10 項。被保険者が第 4 号厚生年金被保険者であるときは、設問の規定は適用される。
- E × 則 5 条の 4、5 条の 5。住所を変更したときの届書も、10 日以内に提出しなければならない。5 日以内ではない。

【問2】解答 C

- A 法 102 条 1 号。設問のとおり。
- B 法 60 条 1 項 2 号口、64 条の 2。設問のとおり。
- C × 法 91 条 1 項、法附則 29 条 6 項。保険料の滞納処分不服がある者も、「社会保険審査会」に対して審査請求をすることができる。社会保険審査官に対してではない。
- D 法 40 条。設問のとおり。
- E 法 50 条 3 項。設問のとおり。障害厚生年金の最低保障額についてである。

【問3】解答 C

- ア × 法 18 条 1 項。任意単独被保険者の資格の喪失のうち、厚生労働大臣の認可を受けたことによる資格の喪失については、厚生労働大臣の確認は要しない。
- イ 法 81 条の 2 の 2。設問のとおり。
- ウ × 法 57 条。設問後半の最低保障額は、「障害等級 2 級の障害基礎年金の額に 4 分の 3 を乗じて得た額の 2 倍に相当する額」である。
- エ 法 47 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- オ × 法 18 条 1 項。任意適用事業所が適用事業所でなくなったこと(任意適用事業所の取消し)による被保険者資格の喪失については、厚生労働大臣の確認は要しない。したがって、正しいものの組合せは、「C (イとエ)」である。

【問4】解答 D

- A × 法 3 条 1 項 4 号、昭 36.1.26 保発 5 号。四半期毎に受けるものは、年間を通じ 4 回以上支給されるものであり、賞与ではなく、報酬に該当する。
- B × 法 12 条 5 号、平 28 年管管発 0513 第 1 号。4 分の 3 基準を満たしているため、大学の学生であっても、被保険者となる。
- C × 法 24 条の 4。設問の場合には、150 万円が標準賞与額とされる。同一の月に 2 以

上の事業所で賞与を受ける場合には、その合算額をその月の賞与額として標準賞与額が決定される。設問の場合、300万円(=200万円+100万円)をその月の賞与額として標準賞与額が決定されるが、標準賞与額の上限は1ヵ月につき150万円である。このため、150万円が当該月における標準賞与額とされる。

- D 法6条4項。任意適用事業所の認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者(適用除外となる者を除く。)の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。設問の場合、使用される者(従業員)が5人であるため、3人以上の同意を得る必要がある。
- E × 則28条。書類の保存期間は、完結の日から2年間である。被保険者の資格の取得及び喪失に関するものについて、5年間保存する旨の規定はない。

【問5】解答 A

- A × 法92条1項。2年ではなく、5年である。
- B 法74条。設問のとおり。
- C 法50条の2第1項・3項。設問のとおり。
- D 法48条。設問のとおり。
- E 法65条の2、国年法40条2項。60歳未満の夫が遺族厚生年金の受給権を取得した場合は、同一の死亡について夫が遺族基礎年金の受給権を有するときを除き、夫が60歳に達するまでの期間、遺族厚生年金の支給が停止される。

【問6】解答 E

- A 法78条の10第2項。設問のとおり。
- B 法78条の14第1項。設問のとおり。
- C 法附則17条の10。設問のとおり。
- D 令3条の12の7。設問のとおり。
- E × 法78条の4第1項。情報の提供の請求について、設問後半のような期限の定めはない。なお、情報の提供の請求は、標準報酬改定請求後又は離婚等をしたときから2年を経過した後は、することができない。

【問7】解答 D

- A 法85条2号。設問のとおり。
- B 法44条1項ただし書き。設問のとおり。
- C 法附則8条の2第1項、令8条の2の3第1項。設問の男性の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢(特例支給開始年齢)は62歳であるため、減額率は、「請求日の属する月~62歳到達日の属する月の前月」の月数を基準として計算する。
- D × 法47条の2第1項。65歳に達した日以後は、事後重症による障害厚生年金の支給を請求することはできない。
- E 法51条。障害厚生年金の額については、障害認定日の属する月後における被保険者であった期間は、計算の基礎としない。設問の場合、障害認定日の属する月が平成29年3月であるため、その翌月である4月以後の被保険者であった期間は、

計算の基礎としない。

【問 8】解答 B

- A × 法附則 29 条 1 項、30 条。2 以上の種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算した期間が 6 ヶ月以上であれば、脱退一時金の受給資格を得ることができる。
- B 法 23 条の 2 第 2 項、84 条 1 項。育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変更は、育児休業等終了日の翌日（6 月 1 日）から起算して 2 ヶ月を経過した日の属する月（8 月）の翌月（9 月）から、行われる。また、事業主は、被保険者に対して 10 月に支給する報酬から、前月である 9 月の標準報酬月額（改定後の標準報酬月額）に係る保険料を控除することができる。
- C × 法 27 条、則 10 条の 4、15 条の 2、22 条 1 項。設問後半の新たに雇い入れたときも、70 歳以上の使用される者の該当の届出をしなければならない。
- D × 法 50 条の 2 第 1 項。障害厚生年金に、子に係る加給年金額はない。
- E × 平 6.11.9 庁保発 36 号、平 23 年発 0323 第 1 号。設問の配偶者は、給与収入が減少しても、遺族厚生年金の受給権を得ることはできない。

【問 9】解答 E

- ア × 法 63 条 1 項 3 号。母と再婚した夫は、子からみて直系姻族であるため、受給権は消滅しない。
- イ × 法 78 条の 30。2 以上の種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算した期間が、障害厚生年金の額の計算の基礎とされる。
- ウ 法 100 条 1 項・4 項。設問のとおり。
- エ × 法 78 条の 26 第 2 項。老齢厚生年金の額の計算は、各号の厚生年金被保険者期間ごと（被保険者の種別ごと）に行う。したがって、平均標準報酬額も、被保険者の種別ごとに算出する。
- オ 法 37 条 5 項。設問のとおり。
したがって、正しいものの組合せは、「E（ウとオ）」である。

【問 10】解答 A

- A × 法 63 条 1 項 5 号口。5 年の起算日は、「当該遺族厚生年金の受給権を取得した日」ではなく、「当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日」である。
- B 法附則 8 条、平 6 法附則 20 条 1 項・2 項。昭和 27 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日までの間に生まれた民間の女子に対する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、報酬比例部分が 60 歳、定額部分が 64 歳である。
- C 法附則 11 条の 5 による法附則 7 条の 4 の準用。設問のとおり。
- D 法 46 条 1 項、改定率の改定等に関する政令 5 条 1 項。設問の月の支給停止額は、次の計算式による。
 $(480,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} - 460,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 分の } 1 = 60,000 \text{ 円}$
- E 法 59 条 2 項。母は、配偶者又は子が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、遺

族厚生年金を受ける遺族としない(受給権を取得しない)。



国民年金法

【問1】解答 B

- A 則1条の2第2項。設問のとおり。
- B × 法12条8項。設問の届出に係る事務の一部は、全国健康保険協会に委託することはできず、健康保険組合に委託することができる。
- C 則6条の3第1項。設問のとおり。
- D 法12条1項・2項。設問のとおり。
- E 法附則7条の3第1項～3項。設問の場合、資格取得の届出が平成29年4月に行われたため、届出が行われた日の属する月の前々月までの2年間のうちにある平成27年3月以降の各月が、保険料納付済期間に算入される。また、平成26年4月から平成27年2月までの期間については、届出の遅滞についてやむを得ない事由があると認められるときは、その旨の届出(特例の届出)をすることができる。特例の届出が行われたときは、届出が行われた日後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入される。

【問2】解答 E

- ア × 参考：法39条2項。遺族基礎年金の額は、改定(増額改定)されない。配偶者に支給する遺族基礎年金の額が増額改定されるのは、「配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であった子が出生したとき」のみである。
- イ × 法18条の3。設問の行方不明については、死亡の推定の規定は適用されない。死亡の推定の規定が適用されるのは、「船舶又は航空機」の事故等による行方不明のみである。
- ウ 法37条4号。老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者の死亡であるため、保険料納付要件を問わず、所定の遺族に遺族基礎年金の受給権が発生する。
- エ × 法34条1項。受給権者が65歳未満の場合に限られない。
- オ 法30条1項。初診日要件を満たさないため、障害基礎年金は支給されない。したがって、正しいものの組合せは、「E(ウとオ)」である。

【問3】解答 D

- A 平6法附則11条9項2号、平16法附則23条9項2号。設問のとおり。
- B 平6法附則11条8項1号、平16法附則23条8項1号。設問のとおり。
- C 法附則5条6項2号。設問のとおり。
- D × 平6法附則11条8項2号、平16法附則23条8項2号。設問の任意加入被保険者は、保険料を滞納し、督促状による指定の期限までにその保険料を納付しないときに、その資格を喪失する(翌日喪失)。
- E 法附則5条3項。設問のとおり。

【問4】解答 C

- A 令9条1項。設問のとおり。

- B 法 89 条 2 項。設問のとおり。保険料を納付する旨の申出は、その該当する法定免除の事由を問わず、行うことができる。
- C × 法 87 条の 2 第 2 項。保険料の納付が免除されている者は、付加保険料を納付する者となることができない。全額免除であるか一部免除であるかを問わない。
- D 法 109 条の 2 第 2 項。設問のとおり。
- E 法 94 条 1 項。設問のとおり。

【問 5】解答 A

- A × 法附則 5 条 12 項。設問の任意加入被保険者は、国民年金基金(地域型及び職能型)の加入員となることができる。
- B 基金令 34 条。設問のとおり。
- C 法 133 条による法 16 条の準用。設問のとおり。
- D 法 127 条 3 項 1 号。設問のとおり。
- E 法 127 条 3 項 4 号。設問のとおり。

【問 6】解答 D

- A × 令 4 条の 6、同別表。精神の障害も、障害基礎年金の対象となる。
- B × 法 101 条の 2。「再審査請求に対する社会保険審査会の裁決」ではなく、「審査請求に対する社会保険審査官の決定」である。
- C × 法 18 条 1 項、法附則 9 条の 2 第 3 項。「請求があった日の属する月の分から」ではなく、「請求があった日の属する月の翌月分から」である。
- D 法 46 条。設問のとおり。
- E × 法附則 9 条の 2 第 4 項、令 12 条 1 項。「8.4%」ではなく、「6.0%」である。減額率は、繰上げ 1 ヶ月あたり 0.5% である。設問の場合、「0.5% × 12 ヶ月」により、「6.0%」減額される。

【問 7】解答 D

- A 法 52 条の 4 第 2 項。設問のとおり。
- B 法 27 条 8 号、平 16 法附則 19 条 4 項、平 26 法附則 14 条 3 項。設問のとおり。
- C 法附則 9 条の 4 の 7 第 7 項。設問のとおり。
- D × 法 30 条の 3 第 1 項。65 歳に達した日以後でも、請求を行うことができる。
- E 法 20 条 1 項、法附則 9 条の 2 の 4。設問のとおり。

【問 8】解答 C

- A × 法 20 条の 2 第 4 項、52 条の 2 第 1 項ただし書き、令 4 条の 4 の 2 第 4 号。死亡一時金は支給されない。設問の老齢基礎年金は、死亡一時金の支給要件に関しては、支給を停止されていないものとみなされるためである。
- B × 法附則 9 条の 2 の 3。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給中の妻には、寡婦年金を受給する権利は発生しない。
- C 法附則 9 条の 3 の 2 第 1 項。設問のとおり。「保険料納付済期間の月数(= 3 ヶ月)」

と「保険料半額免除期間の月数×2分の1の月数(=3ヵ月)」とを合算した月数が6ヵ月となるため、保険料の納付の要件を満たしている。

D × 法49条1項。妻に寡婦年金が支給されることがある。

E × 法44条、50条。付加年金の額は、改定率によって改定されない。付加年金の額を計算するにあたり、改定率は乗じない。

【問9】解答 E

A × 法18条1項・3項、19条1項。設問の場合に、未支給年金として請求することができるのは「2月分」である。年金支払日は、支払期月の15日(土日祝日の場合は、その直前の平日)であり、設問の場合は、死亡日前の直近の年金支払日である2月15日に1月分の年金はすでに支払われているため、1月分の年金を未支給年金として請求することはできない。

B × 法20条1項、法附則9条の2の4。障害厚生年金と老齢基礎年金は、受給権者が65歳以上であっても、併給して受けることはできない。

C × 法21条の2、則86条の2。老齢基礎年金の金額を充当することはできない。

D × 法21条の2、則86条の2。「婚姻」したことにより受給権が消滅した場合は、充当することはできない。充当することができるのは、受給権者が「死亡」したことにより受給権が消滅した場合のみである。

E 法18条1項、19条1項・3項。設問の妻は、自己の名で、夫に係る老齢基礎年金を未支給年金として請求することができる。また、設問の場合、未支給年金となっているのは、夫が65歳に達した日の属する月の翌月分から死亡月の分までである。

【問10】解答 B

A 法附則5条1項2号、9条の2の3。設問のとおり。

B × 法9条1号、11条1項、87条2項。保険料は3月分まで納付しなければならない。設問の者は、平成29年3月31日に死亡したため、被保険者の資格は、その翌日である4月1日に喪失する。被保険者期間には、資格を喪失した日の属する月の前月である3月までが算入され、この被保険者期間について、保険料を納付しなければならない。

C 法7条1項2号。設問のとおり。

D 法11条2項。設問のとおり。被保険者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月は、1ヵ月として被保険者期間に算入される。

E 昭61.4.1庁保発19号。設問のとおり。

